

日本西洋史学会第31回大会

発 表 要 旨

1981年5月16・17日

立 命 館 大 学







第1日 公開講演 5月16日(土) 14:00~17:00 以学館2号教室

- I 古代ギリシアにおける自然の荒廃の問題 藤 縄 謙 三 (京都大学)  
II 近代史のなかの民衆運動 柴 田 三千雄 (東京大学)

第2日 部会別発表 5月17日(日)

第1部会 (9:30~17:00) 清心館507教室

1. 金澤 良樹 (木更津工業高等専門学校) ラゴス朝後期の希臘人と埃及人  
9:30~10:10
2. 前沢 伸行 (東京大学) 「アキレウスの楯」解読  
10:15~10:55
3. 角田 文衛 (平安博物館) ヴァロネ文化について  
11:00~11:40
4. 清原 瑞彦 (大阪外国語大学) ヴァイキング時代に於けるルーン碑文の史料  
11:45~12:25  
的価値について —ウップランドのルーン石  
碑を中心に—
5. 大黒 俊二 (大阪大学) 14・15世紀パリにおける貧民、乞食、浮浪者  
13:20~14:00
6. 相沢 隆 (東京大学) 中世都市ウォルムスにおける家人層  
14:05~14:45
7. 鶴島 博和 (東北大学) 所謂 Norman Settlement について —ノルマン  
14:50~15:30  
系騎士とサクソン系在地勢力との支配関係設定をめぐって—
8. 森 義信 (文 部 省) カロリング時代の軍役懈怠 —誰が軍役を負担  
15:35~16:15  
したのか—
9. 国方 敬司 (一 橋 大 学) 中世イングランドにおける一円的領域支配  
16:20~17:00  
—ハンドレド支配体制の構造—

第2部会 (10:30~12:00) 研心館632教室

1. 大久保桂子 (東京女子大学) 成立期のイギリス・ジャーナリズム —18世紀  
10:30~11:10  
前半の政治社会の理解のために—
2. 松塚 俊三 (名古屋大学) トーマス・スペンス (Thomas Spence, 1750—  
11:20~12:00  
1814) の思想と行動 —その地方史的背景と千年  
王国主義—

第3部会 (9:30~12:00) 研心館631教室

1. 常松 洋 (大阪産業大学) Gilded Age における政治改革  
9:30~10:10
2. 荻野 豊 (関西学院大学) 1871年のパリ・コミューンにおける民衆クラブ  
10:25~11:05  
について

3. 長倉 敏 (京 都 大 学) 1892年メリーヌ関税について  
11:20~12:00

第4部会 (9:30~12:00) 研心館641教室

1. 佐伯 哲朗 (明 治 大 学) フランス労働総同盟 (C.G.T.) における「指  
9:30~10:10  
導経済」構想の形成 1918—1923
2. 星乃 治彦 (九 州 大 学) ヴァイマル末期におけるドイツ共産党と反ファ  
10:25~11:05  
ッショ運動 —1931年のブラウンシュヴァイクを  
中心に—
3. 加来 浩 (九 州 大 学) ドイツ社会民主党と統一戦線 (1934—1937)  
11:20~12:00

シンポジウム (13:00~17:00)

(その1) アングロ・アメリカ世界の形成 研心館631教室

司 会 有賀 貞 (一 橋 大 学)

- 報告者 1. 大下 尚一 (同志社大学) 「断片」社会としての北米植民地の特質  
—ニューイングランドを中心として—  
2. 池本 幸三 (龍 谷 大 学) プランテーション社会の形成  
—共和制と奴隷制とのパラドックス—  
3. 川北 稔 (大 阪 大 学) イギリス重商主義帝国における北米植  
民地の位置 —西インド諸島との対比に  
おいて—

(その2) 19世紀5、60年代のヨーロッパ

—「1848年」への歴史的対応— 研心館641教室

司 会 望田 幸男 (同志社大学)

- 報告者 1. 中谷 猛 (立命館大学) 近代独裁制としてのボナパルティズム  
—フランス第二帝制におけるデモクラシ  
ーの問題—  
2. 坂井栄八郎 (東京大学) ドイツ統一期における国家と社会  
3. 村岡 健次 (和歌山大学) ヴィクトリア中期の政治と社会

## 公開講演

### 古代ギリシアにおける自然の荒廃の問題

藤 縄 謙 三

古代末期の人々の間には、世界そのものが老衰しつつあるとの悲観論があった。今日でもローマ帝国没落の原因の一つとして、地力の消耗が問題にされたりする。確かに、古代の初めにはイタリアはもちろんギリシアも、樹木の豊かな土地であったが、文明の進行にともなって東から西へ、南から北へと伐採や開発が進んだ。良材を大量に消費したのは造船のためであり、地中海文明にとっては、木材は近代の鉄や石炭、さらには石油に相当する原料やエネルギー源であった。それゆえ木材の消費はこの文明の本質とも結びついていたのである。

森林の過度の伐採が自然界の秩序を狂わせ、意外な悪影響を及ぼすことは、20世紀後半の今日では半ば常識になっている。しかし古代人にはその点の認識は欠けていた。それでは彼らは自然の荒廃の問題にいかに対応していたのか。ホメロス以下の文献には、茨の生える岩地で働く人物がしばしば描かれており、時代とともに荒廃が一般化したことも推測される。紀元後1世紀には、「偉大なるパンは死せり」という言葉が象徴するように、自然の恵みの神への信仰の基盤は崩壊し、「荒野の宗教」を受容する条件がととのう。

なお、近代人の想念にある次のようなギリシアの風土は、いつか実際に存在したのであろうか。「人は牧場の柔らかい草の上で嬉戯することができる。……だからギリシア風の衣服は自然に対して肉体を守るといふ趣の最も少いものである。さらにギリシア人が裸体で競技し、また裸体像を彫刻の様式として作り出したことも、この連関で理解されねばならぬ。」しかしオデュッセウスの父は、「搔傷を防ぐために牛皮の脛当をつけ、茨に備えて手には小手をつけて、心に憂いを抱きつつ、果樹のまわりを掘っていた」と描写されている。

## 近代史のなかの民衆運動

柴田三千雄

「民衆運動」研究は1960年代から盛となったが、何故に「民衆運動」が問題となりうるのか。戦後歴史学の再検討のなかで考えてみたい。

1. 戦後歴史学における民衆運動研究の限界。
2. 従来の三つのアプローチ。類型論ないし二分法の限界。
3. 民衆運動史のパラダイムとして、ローカルな世界（民衆の世界）と全体社会（国家）との関係。近代世界（資本主義的世界体制）は、基本的には国民国家を構成単位とするが、国家はローカルな世界を基礎として成立し、これを解体ないし二次的集団に編成する。このプロセスはローカルな世界にとり、疎外を意味する。
4. 「文化」としての民衆の世界。疎外は、単に民衆の経済的状態の悪化のみでなく、文化としての民衆の生活圏の危機を意味し、近代の民衆運動は危機への「文化的」抵抗として現れる。
5. 歴史としての民衆運動。近代史のなかの民衆運動は、資本主義的世界体制の諸段階（重商主義期、産業革命期、帝国主義期……）、体制内における位置（中心・半周辺・周辺）によって多様な意味をもつ。

## 部会別研究発表

### 第 1 部 会

ラゴス朝後期の希臘人と埃及人

金 澤 良 樹

所謂ヘレニズム国家の特色は、マケドニア人と希臘人 (les émigrés) とが支配者として現地民 (les indigènes) の上に臨み、外来者による支配と収奪とを貫徹した処にある事は論ずる迄もないが、ラゴス朝に於いても外来支配者と現地民との関係は一般論的な受け止め方として、重圧とそれに対する民族的抵抗と言う図式で律し得るものなのであろうか？

外来統治者と土着住民達との関係が比較的静穏で、さしたる対立も公然たる民族的反抗もなく推移したラゴス朝埃及に於いても亦前3世紀末以降、そして特に前2世紀に入ってから随所に叛乱(特に上埃及を巢として)及び消極的抵抗 (ἀναχώρησις 等) 乃至は政府の撫恤 (例えば数々の philanthrôpa) があつた事は周知である。然しそれにも不拘、支配・被支配両 ἔθνη 間の民族問題は、セレウコス朝治下に於けるその基調とは甚しく異っている。少くともラゴス朝にはその草創の当初から hellenisatie も apartheid もなかつた。却つて報告者には、希・埃両 ἔθνη 間の和親的乃至共存的傾向を史料に徴して感知する事が出来る。また前3世紀後半から前2～前1世紀への推移の裡に寧ろ、Hellenismus ならぬ Ägyptismus の現象をすら覚知するのである。そして此の現象が、ラゴス朝支配体系の中で埃及人の地位を思いの外高めていた。此の傾向を中断させ、埃及人を再び完全従属に落としたのが続くローマの支配だった、と言えるであらう。

ラゴス朝の苛酷な行政も畢竟経済的・社会的原因に帰するものであり、民族的政策そのものの性格を持つものではない。と言うのが今回の報告の結論である。それを報告者は、prosopographic な諸研究, bilingual texts, amnesty 諸勅令 (PTeb 5 など) 等の研究の中から引き出してみたい。

(本報告は昭和55年度文部省科学研究費補助金による一般研究 D・課題番号 561116 『ヘレニズム時代のエジプトに於ける被支配民族の抵抗に関する研究』の成果の一部をなすものである。)

## 「アキレウスの楯」解説

前 沢 伸 行

「アキレウスの楯」に描かれた殺人をめぐる紛争の場面（『イリアス』18巻497—508行）は、古代ギリシャの訴訟の起源に関する最古の史料として有名であるが、その解釈をめぐってこれまで、私的な自由仲裁手続とみなすA説と「自力救済」の制限を目的とする「公権力」を背景とした訴訟手続と解するB説とが対立してきた。A説によれば、ホメロスにおける自由仲裁がヘシオドスの『労働と暦日』では強制仲裁に移行し、これがポリス成立後は国家の役人による審理からさらには民衆法廷における審理へと発展した、とされる。これに対してB説は、私的仲裁と訴訟とが根本的に異質な法現象であることを指摘して、「アキレウスの楯」の当該箇所私的仲裁とは異なる手続を見出し、これをもって前5・4世紀の民衆法廷の起源であると考えられる。

本報告は、こうした古代ギリシャ法制史上の問題の整理・検討を通じて、ポリス成立に至る歴史過程を考察することを目的としている。

## ヴァロネ文化について

角 田 文 衛

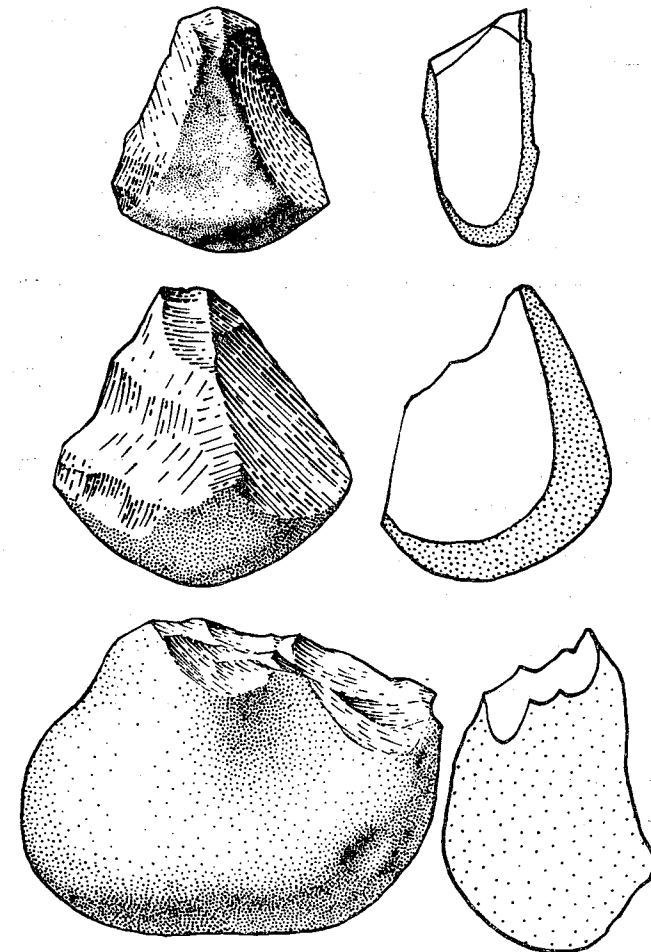
文献学と遺物学 (Periontologie) とは、歴史研究の基本的な方法学、つまり両腕である。考古学は、古代を対象とする遺物学の義であり、古代史、とりわけ、遠古史に対する本質学ではない。そのように考えてみると、近年発見されたヨーロッパ最古の文化であるヴァロネ文化 (Vallonien) の存在は、ヨーロッパ史の研究者にとって無視しがたいものがある。

ヴァロネ (Vallonnet) 洞窟は、フランス東南部の地中海岸に近く位置し、海面よりの高さは106mである。1958年に発見され、プロヴァンス大学のリュムレー (Henry de Lumley, 1934~) 教授らによって直ちに発掘調査された。この洞窟のファウナは、ヴィッラフランカ期 (Villafranchien) (第3世紀~第4世紀前半) の様相を呈し、洞窟遺跡であるだけに、ヨーロッパ最古の確実な遺跡として高く評価された。出土した石器類は、礫に簡単な打割を加えた打器 (tranchoir)、裂片 (plaquette) や剝片 (éclat) を利用した削器 (racloir) や搔器 (gratotoire) および石球 (speroïde) からなり、それはアフリカ西北部の打器文化の石器に類似する典型的な打器文化である。

その後、ヴァロネ文化のそれに類似した石器は、北欧、欧露北部を除くヨーロッパの諸地域で発見されるに至った。のみならず、カリウム・アルゴン法などの年代測定法の発達によって、ヨーロッパの最古の住民の年代やその移動が臆気ながら判明するようになってきた。

この種の一連の打器文化は、まさにヨーロッパ史の黎明を語るものであり、ヨーロッパ史の研究者が最も重視すべき文化である。

現在は、所謂《考古学》、所謂《西洋史》といった古い枠に縛られている時代ではない。歴史、そして文化が重要なのであって、19世紀的な学問の領域などは問題にならない。その点、お互いに広い視野からヨーロッパ史 (ばかりではないが) を観望し、理解することが強く要請されるのである。



ヴァロネ文化の斜刃打器 (tranchoir uniface) 1/6大



## ヴァイキング時代に於けるルーン碑文の史的価値について

——ウップランドのルーン石碑を中心に——

清 原 瑞 彦

北欧史のいうヴァイキング時代とは、9世紀初頭から11世紀中葉までを指す。この時期に、北欧人は、東はビザンツ・回教国、西はブリテン島及びその近隣諸国・フランク王国、南は地中海沿岸、北はアイスランド・グリーンランドなどの広範な地域で植民、略奪、建国、商業等々の活躍をしたのはよく知られている。その活動はヨーロッパの政治・社会・経済などに多大の影響を及ぼした。デヴィッド・ウイilson教授によれば、北欧人は西洋文明を破壊したのではなくて、豊かにしたと述べている。

ところで、ヴァイキングに攻撃された側の史料は年代記、教会関係の記録にみられるが、当時の北欧社会に関する史料は僅少であり、その主たるものは9世紀後半の「アンスガル伝」、11世紀後半の「ハンブルグ=ブレーメン教会史」、アラビア人による旅行記などで、これ等全て北欧以外で著わされたものである。では、北欧の同時代の資料は、どうかといえば、考古学資料とルーン碑文のみである。ルーン碑文は北欧唯一の書かれた資料である。スウェーデンに限れば、ルーン石碑は約3000基強現存し、当時の同国の中心地であるウップランドからは、約1000基以上発見されている。

そこで、ウップランドのルーン石碑を精査することにより、どの程度その史的価値が得られるかを考察してみたい。

## 14・15世紀パリにおける貧民、乞食、浮浪者

大 黒 俊 二

14世紀の中葉以降、ヨーロッパの各都市は増大する浮浪者や乞食の群をかかえ、それへの対策に苦慮するようになる。こうした浮浪者や貧者の存在が、都市当局に何らかの規制の必要を感じさせるにいたった背景には、知られる通り、当時の諸々の危機——疫病、戦乱、飢饉など——による大量の浮浪する貧民の発生という社会経済史上の事実があった。浮浪者、乞食、貧民の問題は、それゆえ第一には、14世紀以降の大衆の貧困の問題であり、社会経済史的に考察されねばならない。

他方しかし、こうした浮浪者対策の組織化を促した要因として、われわれは、今ひとつ、「貧困」に対する人びとの考え方、感じ方の変化というすぐれて心理的な側面を見落してはならない。浮浪者対策のもとにある貧困観念は、13世紀までのそれとくらべてみると、著しい対照をなしている。「キリストの貧者」、施しによって死後の安寧をうるための必要物としての乞食、聖フランチェスコに典型的にみられる自発的貧困賞揚の倫理といった13世紀までの中世的貧困観念は、これ以後変容をきたし、これとならんで新しい貧困観念が芽生えてくる。貧困は今や恥ずべきものとされ、乞食は労働の拒否とみなされ、浮浪者と同一視されるにいたった。こうした考え方は、不具その他のために働けない「本物の乞食」と五体壮健で働けるのに働かない「質乞食」を峻別し、前者に対しては救済を、後者に対しては徹底した抑圧を加えようとする態度に、とりわけよくあらわれているといえよう。

報告では、こうした貧困観念の変容と浮浪者対策出現の意義を、14・15世紀のパリに即して検討してみたい。当時すでに西欧最大の人口をかかえ、百年戦争の動乱のなかで揺れ動いたパリは、浮浪者や貧民の存在をとくに切実な社会問題として意識した都市であり、われわれの目的のために格好の例を提供してくれると考えるからである。

## 中世都市ウォルムスにおける家人層

相 沢 隆

本報告は、ライン川中流の司教都市ウォルムスにおいて、都市家人層が担った役割について考察し、最近盛んに議論されている「都市と家人」というテーマに対して一つの寄与をなすことを意図している。

ウォルムスについては、13世紀に都市の指導的門閥を構成していた家系の多くが家人に出自していたことが、K・シュルツによって立証されている。家人層が都市の上層市民と結びついて都市門閥を形成するに至った背景として、都市の市民層の多くが本来は家人層と同様司教のファミリアに属していたこと、12世紀においても司教の支配体制は強固であり、家人が指導的市民と共同で都市統治に当たっていたこと、家人がその職務を通じて都市的な経済生活に順応したことなどによって、両者の間に社会的経済的的政治的な利害の一致が生じたことが挙げられる。

他方、このような市民門閥となった家人たちが、以前に賦与されていた諸特権を13世紀以降も維持しつづけることによって、「市民的家人」と呼びうる特権階層を長い間形成していたとする最近の考え方には疑問の余地がある。第一に12世紀末に都市領主の権力基盤が衰えはじめるとともに市民化した家人たちは、都市の利益を代表して都市領主の利益を代表する騎士化した家人たちと対立し、領主からしだいに独立していった。第二に、本来家人が独占し、彼らの特権となっていた貨幣製造人仲間は12世紀後半から他の市民の加入を許して市民的制度へと変質していき、家人集団とは異なる集団を形成した。結局、家人の都市における役割は、都市領主の支配体制と深く結びついていたために、その支配体制の動揺は家人層内部での分裂を生み、都市を志向する家人たちの市民化を促したものであろう。

## 所謂 *Norman Settlement* について

——ノルマン系騎士とサクソン系在地勢力との支配関係設定をめぐって——

鶴 島 博 和

### 問題の所在

*Norman Conquest* が、イングランドの支配貴族層のサクソン系からノルマン系へのドラスティックな交替を結果したことは、歴史的事実として何人も否定しえないであろう。Hastings の戦いから20年後に編纂された *Domesday Book* が「貴族革命」ともいうべき交替を実証しているように、サクソン系貴族の運命は悲惨そのものであった。或者は戦いに倒れ、或者は他国まで落ちのびていった。特に Godwine 家の勢力圏であった Sussex, Kent 両州を中心とする東南部の支配的貴族層は、1066年の段階ではほぼ潰滅したと言ってよい。もっとも北部 Northumbria, 西部 Mercia でのサクソン系貴族支配の終焉は1069年—70年のことで、特に北部でのサクソン=デーン系の放逐は南部ほど徹底していないが。その結果、彼等の所領は没収され、王領地として留保されたもの以外はノルマン系(=大陸系)騎士に授封されて、ここにノルマン系騎士のイングランド定着への端緒が開かれていった。*Domesday Book* からは、過去20年間に封の授与、再下封 subinfeudation の過程を通してノルマン系騎士の農村定着がいかに速やかに進行していったかが窺われる。しかし、征服の過程で潰滅せしめられた貴族は軍事階層のヒエラルキーの上層部に位置していたし、また農村には尚依然としてサクソン系在地有力者が広汎に存続していたと言ってよい。それ故にノルマン系騎士が彼等の農村定着の過程でサクソン系在地有力者層とどのような関係を設定していたのか、そのダイナミズムを説明することは閑却しえぬ問題となる。これをうけて本報告では、(I)征服に続くノルマン系騎士の定着の型について言及し、ついで(II)サクソン系の在地勢力が、定着してくるノルマン系騎士といかなる支配関係を設定したのか、そしてそれを可能にした政治的・経済的前提は何か、について、論及対象を征服の影響大なるケント州に限定しつつ考えてみたい。



## カロリング時代の軍役懈怠

——誰が軍役を負担したのか——

森 義 信

カール・マルテルとピピン三世の時代(714~768年)、フランク軍は絶えず戦闘下であり、出軍のない平穏な年は僅か5年を数えるのみであった。この歴戦の軍隊を引き継いだカール大帝もまた、790年と807年を除く毎夏、軍隊の出動を命じている。フランク軍は、その優れた武器と巧みな戦術によって四囲の異部族・異教徒を征圧し、王国の版図とキリスト教圏の外延的拡大を一層推し進めていった。

これらの戦役に出征した兵士は、「古典学説」によれば、「一般自由人」から成る軽装の歩兵と少数の騎馬封臣軍であったとされる。ところが、「国王自由人学説」にあつては、封臣軍と並んで軍役を負担した自由人とは、もっぱら「王領地ないし国家領に居住し、その故に国王に対して賃租と軍役等の公的負担を義務づけられた者」であったとされる。

もっとも、「古典学説」を支持する研究者の間にも、自由人の軍役義務の根拠について異説があり、自由人応召軍から封臣軍への移行の時期・理由についても微妙な食い違いが見られ、かつまた封臣や陪臣の軍役義務の根拠についての一致した見解も見出されない。同様に、新学説の提唱者の間でも、「完全自由人」から成る応召軍の存在を認めるか否かで議論がわかれている。

本報告はまず、新旧両説の主要な史料的根拠たる動員を命じた勅令の諸条項に検討を加える。次に、考察の対象とする時代を局限した上で、カロリング時代における軍役忌避の傾向や懈怠、巡察使や伯によるこれの調査報告、或いは王命によるこれの処罰等を伝える年代記や勅令の分析を試みる。そして、動員令中の「出征すべき兵士」と、他の史料中に認められる「軍役懈怠者」との対比をとうして、カロリング朝の軍隊を構成したとされる「自由人」の実態に迫らんとするものである。

## 中世イングランドにおける一元的領域支配

### —ハンドレッド支配体制の構造—

国 方 敬 司

本報告は、Highworthハンドレッドにおける領主制支配の総体的構造を解明するための基礎作業として、ハンドレッド領主による一元的領域支配の構造とその成立根拠を究明せんとするものである。

イングランド中世史にあっても領主制支配の問題は社会経済史あるいは国制史の中核的課題として重要視されてきたし、また活発に論議されてもきた。しかしながら、これまでの研究では村ないしマナといった枠組において検討されてきたために、領主と保有農民との関係については具さに論ぜられる一方で、領主制支配における領主相互の関係といった点については本格的に論ぜられることが少なく、ましてその実態が具体的に検討されることはまずなかったといつてよい。

そこで本報告では、Highworthハンドレッドにおけるハンドレッド領主の一元的領域支配と在地領主の支配との関係に焦点を絞って、上記の課題を果したいと考える。その際、特に検討しておかねばならない点としては次の諸点をあげうるであろう。

- (1) このハンドレッドにおける村落形態と耕地制度。
- (2) 領主的土地所有と村との関係。すなわち、複数領主によって分有される村が多かったか、一人の領主によって領有される村が多かったか、という点。
- (3) このハンドレッドの領主はどのような性格を有していたのか。大修道院とか貴族とかが土地所有者として優勢であったかどうか。
- (4) ハンドレッド行政はどのような者によって担われていたのか。ハンドレッド領主(役人)によってのみ執行されていたのかどうか、という点。

以上の諸点の検討成果をふまえて、報告を進めていきたいが、尚、本報告では、『社会経済史学』46巻2号(1980年)所収の拙稿における分析成果も併せて活用することをこの場をお借りして、予めお断りしておきたい。

## 第 2 部 会

### 成立期のイギリス・ジャーナリズム

——18世紀前半の政治社会の理解のために——

大 久 保 桂 子

イギリスの近代ジャーナリズムの誕生は、アン女王治下にもとめられるのが普通である。すなわち、通例「寡頭政」の黄金時代とみなされている18世紀が、イギリスのジャーナリズムの本格的発展の開始期に一致している、といえよう。しかも、当時のジャーナリズムは、寡頭政それ自身にのみ担われ、寡頭政の期待にのみ応じた役割を果たしていたわけでは決してなかった。現代の歴史家が「政治国民」と呼ぶ、寡頭政外部の人びともまた、プロパガンダの有力な受けとり手としての存在を形づくっていたのである。言い換えれば、18世紀のジャーナリズムは、「論議する公衆」(ハーバーマス) すべてに対して、政治に対する持続的批判のための枠組と題材を提供した。

このユニークなジャーナリズムの存在形態をより詳しく検討するためには、さしあたり、次の2つの側面からのアプローチが必要であろう。第1は、新聞・雑誌類の量的拡大の推移を跡づけることである。第2に、その量的拡大を支えた読者層を取りあげ、ジャーナリズムの質的機能を、政治・ジャーナリスト・読者という3支点間の距離を基準として考察することであろう。以上2つの作業を、書誌学的、社会史的研究の成果をもとり入れながらおこない、18世紀イギリス政治社会の理解の一助としたい。

トーマス・スペンス (Thomas Spence, 1750-1814) の思想と行動

—その地方史的背景と千年王国主義—

松 塚 俊 三

スペンスは近代のイギリス社会運動史上に足跡を残した人物である。例えば、スペンスとその支持者について、「1790年から1820年にかけて最も重要で首尾一貫した社会急進派」(T・M・パーシネン)、「1815年まで立ち消えになることなく持続した唯一のジャコバン派」(E・P・トムスン)など、一樣にその重要性が示唆されてきた。今回の報告では、私的土地所有の廃止、教区＝「小共和国」からフランスの1793年憲法に辿り着いたスペンスの思想と行動を、(1)その地方史的背景と(2)思想の核心をなす千年王国主義とから検討したい。

(1) スペンスが「共同体」を理想化する時、その発想の淵源は、農村ではなく、約40年間暮したニューカスル・アポン・タインの伝統的なコーポレーションとそこに生起する運動に求められる。スペンスのようなスコットランド人及び非国教徒は、久しく non-freemen として都市の政治・経済的諸権利から疎外され、自らの利益を協同して守らねばならなかった。彼らは、所属する教会を中心に多くの慈善組織、friendly societies, sunday schools などによって緊密な社会集団を維持する一方、ニューカスルのラディカリズムに多大な影響をおよぼしている。スペンスに直接の影響を与えたグラサイト派などは、これら非国教会派の中でも、原始キリスト教社会を理想とし、一定の財産の共同を掲げる集団であり、千年王国主義的な傾向をもっていた。

(2) ロンドン通信協会を中心とする急進主義者の私的土地所有の容認、コンヴェンション運動の挫折は、スペンスに「完全な共和国」を構想させる契機となった。急進主義者などの改革プランにも自己の土地所有論に適合する政治(権力)機構を見出し得なかったスペンスは、93年憲法の中にそれを見出した。スペンスは、1790年代のロンドンのラディカリズムを批判することによって、自己の千年王国主義を再認識したと考えられる。



### 第 3 部 会

#### Gilded Age における政治改革

常 松 洋

19世紀後半のアメリカは、「人々の道徳的 エネルギー が休止していた」時代とされる。アメリカ人は奴隷制論争や南北戦争、また再建といった厄介な問題に道徳的・政治的能力を使い果たしてしまい、改革を放棄することでやすらぎを得ようとしたのである (R. Hofstadter, "Introduction" to *the Progressive Movement 1900—1915*)。しかしながら、この時期の政治舞台に改革という要素が完全に欠如していたと結論するのは、明らかにあやまりであろう。社会の「最良部分」を自称する人々による猟官制打倒の運動、公務員制度改革 (civil service reform) が、とりわけボス政治家の支配力強化に対抗して、南北戦争直後から一貫して追求されていたからである。

ウエイド (R. C. Wade) は、その論文「都市化」 ("Urbanization" in C. V. Woodward, ed., *The Comparative Approach to American History*) の中で、次のように論じている。この改革運動は、時代をほぼ同じくして展開されるグレンジャーやポピュリズムのような農民改革とは起源・性格を異にする都市的運動であり、またブライアン の敗北から T・ローズヴェルトの台頭までの、90年代後半の改革史における空白期間を埋めるものである。そしてこの運動は、20世紀にはいるや出現する「全国的な自由主義改革の新たな高揚のための基盤」を提供したのである、と。

このウエイドの提言を参考にしつつ改革運動の具体的内容や成果をあとづけ、またその運動の目標とされたボス政治家の反応を検討することによって、19世紀後半のアメリカ政治史の展開、とりわけ革新主義到来に至る筋道を模索することが本発表の目的である。

## 1871年のパリ・コミューンにおける民衆クラブについて

萩 野 豊

第二帝政末期からパリ・コミューンにいたる時期に、パリでは歴大な数の市民たちがそれぞれのカルチュで連日のように開催される公開集会 (*réunion publique*) やクラブに参加していた。この活動をつうじてパリ市民の間の紐帯は強められ、また具体的な民衆運動の方向性は多少なりともこれに影響されていた。さらにパリ・コミューン成立後、いくつかのクラブはコミューン評議会に直接的な関係をもつまでになっている。このような点から、当時の公開集会およびクラブにおけるパリ民衆の動向を検討することはパリ・コミューンの起源をさぐる上で、また成立後のパリ・コミューンの構造を知る上できわめて重要なことであるといえる。

すでに R. Wolfe はパリ18区の「革命クラブ」をとり上げて、このクラブの変遷とその特殊な性格を浮きぼりにしており (Wolfe, R., *The Parisian 'Club de la Révolution' of the 18th arrondissement 1870—1871, Past and Present, No. 39, 1968.*), また第二帝政末期の公開集会については近年わが国の内外で精緻な研究が発表されている。昨年発表された Dalotel, A., Faure, A., Freiermuth, J-C., *Aux origines de la Commune, Paris, 1980.* も未刊行の史料を駆使し、当時の公開集会の様態を多面的にとらえたものの一つである。

この報告では、パリ・コミューンが当時の諸状況の産物ではなく、それまでにすでにパリ民衆によって形成されていた公開集会の革命的運動によるものであるとする Dalotel らの立場に一定の留保をおきながらも、この研究成果をふまえ、パリ・コミューン成立後のクラブとのつながりをさぐり、加えてそこから推察される当時のパリ民衆の意識について若干の考察を試みることにしたい。

## 1892年メリーヌ関税について

長 倉 敏

19世紀後半、特に1880年代から第一次世界大戦にいたる時期のフランス資本主義については、それ以前の時期に比べて研究の蓄積が不十分であることが近年強く認識され、再検討が行われるようになって来ていることは周知のことである。しかるに、そのような中でも、関税問題の検討はほとんど欠落していると言って良い。独・米・英については、関税問題は帝国主義との関連において一つの鍵としての位置を与えられて来たと言って良いであろうが、フランスについては、1892年メリーヌ関税の成立は帝国主義化の面期をなすものと一応みなされて来たとは言え、十分な論争史と実証研究が形成されているとは言えない。しかし、その性格の評価や、産業発展への効果の評価などに限っても一致した見解が示されているわけではない。例えば、フランス関税史の古典的著書(1911年)を著したA. Arnaunéは、フランス関税史は一貫して保護主義的性格を持ち、そのことが産業と貿易の発展の阻害要因となっていることを主張した。これに対し、近年、P. Bairoch(1976年)は、イギリス以外の大陸諸国の貿易と産業の発展にとって自由貿易は阻止的に保護主義は加速的に作用したことを主張している。また、M. S. Smithの近著(1980年)は、従来フランスの保護主義化の時期をあまりに早くとりすぎて来たと批判し、メリーヌ関税にしても一応保護主義とは言え、その完全な勝利ではなく、諸利害の調停がなされたことを重視すべきだとしているごとくである。

また、関税問題は19世紀後半を通じて、各産業グループが大きな関心を寄せた係争事であり、1880年代以後特に、選挙や議会における主要論点の一つをなしており、経済と政治の接点をなすものでもある。

本発表では、メリーヌ関税成立前後における各利害グループの対抗関係とその主要論点を各産業部門の状況との関連において検討することを基礎作業として行いたい。

## 第 4 部 会

フランス労働総同盟 (C. G. T.) における  
「指導経済」構想の形成 1918—1923

佐 伯 哲 朗

本報告では、第一次大戦後における、フランス労働総同盟 (C. G. T.) 改良派の政策路線とりわけ「国有化」を基軸とする「指導経済」構想の形成過程とその歴史的意義を取り上げる。従来、両大戦間期の労働運動改良派が取り上げられる場合、政治論的視角からボルシェヴィズムと対比して、その改良主義的性格が指摘されることが多かったが、その視角からだけでは、改良主義の一面しかとらえてはいないことになる。改良主義が労資協調主義に向かうという側面を、経済論的視角から検討する必要があると思われる。

第一次大戦前に、ジュオー、メラムらは、フランスの経済的・技術的後進性を指摘していたが、その延長線上に大戦後には、戦前のサンディカリズムからの転換は、政策構想の面でも明瞭になっている。転換は、経済再建にあたって、「全体利益」の立場から国富の国民への還元を主張した「最小限綱領」(1918.12)に、次いで、「産業国有化」と、これと連動する「労働経済評議会 (C. E. T.)」というリヨン大会決議 (1919.9) に、具体化された。「国有化」は、一方では、国家による所有・管理を意味する étatisation の非能率、官僚主義への批判であり、他方では、国民共同体重視による労働者主義からの脱却を意味している。

C. G. T. の他、技術者団体を含む 3 団体が参加して創設された C. E. T. を指導主体とし、「国有化」を基軸とする「指導経済」構想は、労働運動側からの戦後再建政策として、C. G. T. 綱領史上、次のような画期的意義を持つものであった。①国民経済視点からの政策提起、②生産力発展の方向提示 (→「旧型経済構造」改革視点)、③国民経済の民主的計画化 (→「経済民主主義」)。なお①、②は、資本家側の経済近代化構想でも共有されていた。

報告の順序は以下の予定である。

はじめに

1. 路線転換と「経済革命」論
2. 「労働経済評議会」の成立
3. 「産業国有化」政策
4. 「国民経済評議会」構想

むすびにかえて



## ヴァイマル末期におけるドイツ共産党と反ファッショ運動

—1931年のブラウンシュヴァイクを中心に—

星 乃 治 彦

ヴァイマル末期の反ファッショ運動の実態解明という観点からなされた研究は、いまだ端緒的である。本報告では、この点に関するいくつかの問題を、ドイツ共産党 (KPD) を軸にして考察したい。

KPD は、1930年末から31年にかけて、「人民革命」構想を提起した。党は、この革命構想を通じて、「第3期」論の破綻、とりわけ変革主体形成の決定的立ち遅れ克服のために、実態として眼前に展開されていた反ファッショ運動たる「代表者会議」運動の包摂を計ったのである。

さて、30年9月以降既にナチス・ブルジョア連合州政権下にあったブラウンシュヴァイクでも、「代表者会議」への動きが生れた。そして、こうした状況下、31年3月、当地のKPD は、市議会において、短期間ながらも「社会ファシスト」との実質的院内共闘に踏み切り、さらに州政府打倒のための人民投票を推進していく。

31年10月、11月は、反ファッショ運動が一画期を迎えた時期である。すなわち、ハルツブルグ戦線結成直後に起ったナチスによる大量テロルを機に、当地では、23年以来初めて政治的大衆ストが行われ、この渦中で、社共および無党派の労働者からなる「困窮と反動に抗する統一委員会」が誕生したのであった。

こうした一連のブラウンシュヴァイクの推移を、KPD 中央は終始注目するとともに、全体として自ら想定する革命の「典型」と評価し、社共院内共闘にも「大衆の間にある反ファッショ闘争意志」のもたらしたものとして追認を与えた。しかし、一方で「社会ファシスト」との連携は、「特殊戦術」であるとして、地域的限定を施されたのである。

こうした、運動—KPD 下部組織—KPD 中央といったモザイク的構造をはらみつつ、当地の反ファッショ運動は、「統一委員会」を軸に、32年にはヴァイマル末期最後の全国的反ファッショ運動たる「反ファッショ行動」へと合流していく。

## ドイツ社会民主党と統一戦線 (1934—1937)

加 来 浩

統一戦線の成立は、共産党のみならず社会（民主）党の側の対応にも左右されるのは明らかであろう。

ドイツ社会民主党 (SPD) は1933年ナチスによって非合法化され、党指導部 (ゾパーデ) はプラハに亡命を余儀なくされた。しかし、ゾパーデの政策は「プラハ宣言」(1934年1月)に見られる一時的な「左旋回」にも拘らず、基本的にはヴァイマル期のそれを継続し、ドイツ共産党 (KPD) との統一戦線を拒否し続けた。

このような SPD の中でも、ゾパーデの階級協調政策を批判し、KPD との協働を主張する左派勢力が形成された。その代表的なものが、伝統的な党内左派の流れを汲み、ゾパーデにも代表を持つ「革命的社会主義者」(RS) や、「十箇条綱領」を発表した「ドイツ人民戦線グループ」などである。両者はともにヴァイマル期からの SPD 左派の牙城であるザクセンやチューリンゲンの地方組織の幹部によって指導され、「新規蔭直」グループなどと違って、あくまで自己を SPD の一部と認識し、KPD との「革命的統一」を主張した。

本報告では、このような SPD 左派に注目し、その理論的立場の特徴、社共統一戦線の成立に与える影響を考察しようとするものである。その際、ハインリヒ・マンなどの、いわゆる「進歩的文化人」によるパリの「ドイツ人民戦線準備委員会」との関連も取り上げたい。

## シンポジウム

### (その1) アングロ・アメリカ世界の形成

このシンポジウムは、アメリカ史研究者がイギリス史研究者の協力を得て、18世紀の北アメリカの問題を、西洋史学会の場にふさわしい広い視野の中で議論したいという意図をもって企画されたものである。ここでいう「アングロ・アメリカ世界」とは「アングロ・アメリカ」のことではなく、正確に記せば、「アングロ・アメリカン世界」であり、イギリスとイギリス領アメリカを含む観念であることを御諒解いただきたい。この企画はアメリカ史研究が従来多分に孤立主義的であったという反省に基づいており、またアメリカ史研究はこのような試みによって西洋史学により積極的な寄与をなすうのではないかという希望に基づいている。

18世紀にはイギリス領北アメリカは著しい人口増加と経済発展をとげ、イギリスにとって、西インド諸島と並ぶ、やがてはそれを凌ぐ重要な植民地となった。イギリスの経済発展はこれらアメリカ植民地との関係を抜きにしては十分に論じられないであろう。北アメリカの植民地人はまた、それぞれの植民地において本国にならって議会政治を発達させ、かなりの政治的成熟をとげた。北アメリカ植民地の指導層はイギリス有識者の教養を共有し、彼らの思想をとり入れつつ、自らの思想を発展させていた。18世紀半ばまでには、イギリス領北アメリカは「アングロ・アメリカ(ン)世界」というべき一つの政治経済文化圏の重要な柱となっていたのであり、アングロ・アメリカ世界は北アメリカおよび西インド、とくに前者の発展によって形成されたのである。

このアングロ・アメリカ世界の中で、北アメリカがどのような経済的意味をもち社会的政治的特色をもつに至ったのかを議論することが、このシンポジウムの課題である。この議論は当然アメリカ革命の理解につながるであろう。川北氏の報告は北アメリカがなぜ政治的独立を志向したかを、主として経済的な面から示唆するであろう。池本氏の報告は主要な奴隷制植民地であるヴァージニアの指導層が、共和主義の、さらにはジェファソン・アン・デモクラシーの推進力たりえたのはなぜかを示唆するであろう。また大下氏はニューイングランド社会を論じて、イギリス化現象との関連で革命の意味を検討すべきことを暗示するであろう。

(以上は、シンポジウムの企画者、報告者の問題意識に照らして、私の責任においてまとめたものである。有賀 貞・記)

## 「断片」社会としての北米植民地の特質

—ニューイングランドを中心にして—

大 下 尚 一

トクヴィルがアメリカの特質を理解しようとしたとき、彼はアメリカ社会がヨーロッパの封建的要素から切り離されて形成されたという歴史的認識を持っていた。このトクヴィルの視点を有効に活用して、ルイ・ハーツがアメリカを自由主義の伝統しかもちえなかった社会として描くことによって、その特質をヨーロッパとの比較において鮮かに説明したのは二十余年前のことになる。その後彼は、この仮説を合衆国のみならずラテン・アメリカ、オーストラリア等ヨーロッパから派生した社会の比較研究によって検証したが、その際ハーツはこれらの社会を、ヨーロッパの母国から切り離された「断片」(fragment)と呼んだ。

ハーツ説に対する評価は別にして——当発表でも領土制の導入の意味に言及するが——、断片社会とは、植民地を理解する上で、いくつか大切な点を示唆する言葉である。それは、(1)断片の構成要素(移植された制度や文化)の多様性と個性、(2)移植・定着・発展の過程の多様性の二面に、等しく注目することを促す。イギリス植民地は、本国のいくつかの断片社会として形成された。然しさらに重要なのは、この言葉によって、植民地は果してイギリスから切り離されていたのか、そうだとすればそれが如何なる意味をもったのかという、基本的問いに直面させられるからである。

アメリカの社会史研究は、ニューイングランド史において最近の多い成果をあげてきたが、本発表ではそれをふまえて、ニューイングランドにおける社会と人びとの意識の変化をたどることにより、上記の課題に若干の視点を提供したいと思う。その際、ピューリタニズムとタウン制の定着、17世紀末以降のいわゆる「変遷期」、「イギリス化現象」(Anglicization)を本発表でとりあげる対象としたいと予定している。



## プランテーション社会の形成

—共和制と奴隷制とのパラドックス—

池 本 幸 三

チェサピーク湾潮水線地方に展開したタバコ植民地（ヴァージニア，メリーランド）は、砂糖生産のカリブ海や、米と藍生産のカロライナの社会と並んで、アングロ・アメリカ世界の「辺境」としてのプランテーション植民地を構成した。

とりわけ、ヴァージニア植民地は、重商主義イギリスの寵児「オールド・ドミニオン」であるとともに、共和制と奴隷制とが、背反することなく、表裏をなして展開した点で、特筆されるべきである。しかも、その体制は、アンテ・ベラム・サウスに流れ込み、さらに拡大・強化されて、じつに、通算、二世紀近くの生命を持続したのである。

およそ、ヴァージニアは、資本主義の「辺境」である「ステープル」植民地として、白人年期奉公人とニグロ人労働力との確保、安価で無限といってよいほどの未開地の占取、そして「中核」たるヨーロッパ市場の動向という三要因が絡み合って、生成、発展をとげた。その過程の1680—1720年ごろにおいて、共和制と奴隷制との一体化という、アングロ・アメリカ世界における「辺境」社会の个性的特質を創出したのであった。

その時期は、ベーコンの反乱をピークとする社会的騒擾期の終末期に始まり、長期の社会的調整期にあたっていた。とくに、海外タバコ市場の停滞ともなう、一部地域における穀物生産への転換、白人年期奉公人の減少から生じたデモグラフィーの安定、そしてニグロ人奴隷の大量輸入の時期に相当した。

この時期において、共和制と奴隷制との一体化の推進力は、イギリス・ジェントリ社会の再現を目指しながらも、独自の「貴族制」を創出した大プランターたちであった。彼らは、長子・限嗣相続制が有効に働かなかったこともあって、一族の家父長支配の緩やかな、血縁や姻戚が対等に近いような、「ノブレス・オブリージェ」の社会を作りあげたのである。

こうした比較的平坦な頂上部分をもつ、台形の階層組織を、「畏敬をもって」受け入れ、支えたのが、白人中小農民であった。彼らは広範に分布していた選挙権を受動的に行使しただけに留まらない。日常生活に密着した郡レベルの行政に直接参加することにより、また、国教徒としても、民兵勤務によっても、端緒的なアフロ・アメリカ社会と峻別された「白人共同体」のアイデンティティを確認したのであった。

1705年、ヴァージニア議会が集大成した「奴隷法」は、アングロ・アメリカ世界の「辺境」における共和制とニグロ人種奴隷制との一体化、つまり、そのパラドックスを象徴するものであった。それは、独立革命によっても、解消されえなかったのである。

## イギリス重商主義帝国における北米植民地の位置

—西インド諸島との対比において—

川 北 稔

イギリス重商主義帝国のなかでも重要な位置を占めていた西インド諸島と大陸南部の煙草植民地とは、一見したところ酷似した経済構造をもっていたように見える。つまり、ニグロ奴隷や年季契約奉公人のような「強制労働」を使用し、いわゆるステイプル（主要換金作物）を生産するプランテーションという意味において、両者はきわめて近い性格をもっていたといえよう。実際、I. Wallerstein の「近代世界システム論」では、いずれも「ヨーロッパ世界経済」の「辺境」と定義され、収縮期にあった1600—1750年の「ヨーロッパ世界経済」にあって、唯一の「中核」国家として生き残りつつあったイギリスを支えたことになっている※。

しかし、他方では、19・20世紀の——ひいては現在の——両地域の経済事情のコントラストはあまりにも著しい。この対照は主としてはアメリカ独立戦争以後の歴史が生み出したものであろうが、そもそも18世紀のイギリス旧帝国、(ないし「ヨーロッパ世界経済」)への組み込まれ方にも、両地域で決定的な差があったのではないか。しかも、その差異は、砂糖と煙草という、それぞれのステイプルそのものがもつ経済的性格の違いに起因するところが大きいのではないか。プランターの不在化を可能にした砂糖とそれを許さなかった煙草、国際競争力が圧倒的に強かった煙草と再輸出の可能性がほとんどなくなってしまった砂糖、という二点を出発点として、両地域がイギリス重商主義帝国において占めていた位置の違いを検討してみる。

※ Immanuel Wallerstein, *The Modern World-System : Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*, 1974.

I. Wallerstein, *The Modern World-System II : Mercantilism and the Consolidation of the European World-Economy, 1600-1750*, 1980.

## (その2) 19世紀5,60年代のヨーロッパ

### —「1848年」への歴史的対応—

19世紀前半に、ヨーロッパ諸国では遅速・強度の差はあれ、工業化が開始され、その結果、旧来の伝統的社会や政治体制に矛盾が生じて1848年革命が勃発するにいたった。

この動乱期に提起された問題は、むろん各国の歴史的条件に応じて多様であるが、イギリス、フランス、ドイツでは総じて、大衆の政治参加への要求を底流とする憲政上の問題と凶作や不況を契機とする社会問題に集約され、ドイツでは、これに統一の問題が加わっている。

このようなインパクトをうけて、5,60年代には各国の旧体制は何らかの対応を迫られるが、その対応は個々の政策レベルから統治形態さらには統治階級の再編にまで及んでおり、これら総体としての対応のあり方を各国別に検討して、相互に比較するとき、われわれは、それを貫流するヨーロッパの普遍性ととも各国別の特殊性をも浮きだたせることができるであろう。いうまでもなく歴史過程は流動的であって1848~70年の間でさえ、対応形態は変化していき、結局、各国がそれぞれの形姿で政治的・経済的安定点に到達するのは1870年代をまたなくてはならない。これをも展望した上で、さしあたっては48年革命（イギリスでは1830, 40年代の諸改革）への5,60年代における対応のあり方を検討し、相互比較のための素材を提供したいというのが、このシンポジウムの狙いである。

もとより、このシンポジウムは、各国の個々の具体的局面についての実証的検討を深めることを直接の目的とするものではない。むしろ、以上のようなアプローチを試みることによって、19世紀ヨーロッパ史研究に新しい研究視角や課題を提供することができればと考えている。

(以上は、企画者が報告者・司会者の意見を参考にして記したものである。末川 清・記)

## 近代独裁制としてのボナパルティズム

——フランス第二帝制におけるデモクラシーの問題——

中 谷 猛

近年国内外における第二帝制＝ボナパルティズム研究にはめざましい進展がある。従来、わが国でのボナパルティズム研究は、マルクス主義文献の強い影響のもとに展開されてきたきらいがあったが、フランスをはじめ諸国でのすぐれた実証的研究をふまえた諸労作があいついで発表され、新たな帝制史像が形成されつつある。本報告ではかかる近年の諸研究を前提として、政治史の枠組みから上記の問題に接近してみたい。

とりわけ、この問題を取り上げたのは次の理由による。すなわち、1848年2月革命の政治的・社会的帰結としての第二帝制は、イギリスやドイツに比してその統治形態に顕著な特徴がみられ、また、その形態が単に一国だけの危機への対応であったのではなく、普通選挙制の導入によってその後のヨーロッパ諸国に多大の政治的影響を及ぼしたと考えられるからである。

ここでボナパルティズムを近代独裁制として捉える場合、次の点に注目したい。すなわち、この独裁制が「デモクラシー」と結合し、これをその統治形態の政治原理としていることである。だが多義的な意味を有する「デモクラシー」はこの帝制下ではおおよそ二つの系列に区分できよう。(1)男子普通選挙制と国民(人民)投票の側面。<sup>プレビレット</sup>(2)議会制度の改革によるデモクラシー政治の進展の側面。とくに普通選挙制の導入とその制度的定着は、議会制デモクラシーの進展とも密接な関連をもつが、一方、皇帝に対する信任の可否、あるいは体制の二者択一を迫る国民投票としてのデモクラシーは「個人権力」＝独裁の強化に役立つ効果的手段ともなる。

19世紀フランス史の次元からみれば、第二帝制＝ボナパルティズムは、制限選挙・議会王政などを内容とする名望家デモクラシーから普通選挙・国民投票的独裁など、いわゆるボナパルト的デモクラシーへの転換として捉えることができよう。一方、ヨーロッパ史の次元からみれば、まさにこの「デモクラシー」が時代の趨勢であったとは言え、新たな国民統治の有力な武器として政治的支配層に認識されていく過程でもあったと言えようか。

とまれ、第二帝制＝ボナパルティズム下でのデモクラシーの問題性について言及する予定である。

## ドイツ統一期における国家と社会

坂 井 栄 八 郎

私が報告で触れようと考えているのは次のような点である。

1. ドイツの5・60年代は、工業化の急速な展開を一貫した背景として、50年代末「新時代」の一時期をはさみ、政治的には保守圧政の下で、経済政策上はブルジョアジーの利益に即した自由主義が実現されて行く。これはフランスの状況にも通じる面をもつ。
2. 政治的保守主義と経済的自由主義の平行関係は、プロイセンの場合、「3月前期」の状況の再現ともいえる。しかし48年以降、ブルジョアジーが一方において革命を忌避しつつ、他方「3月前期」には政府によって押しつけられた経済自由主義を自ら要求しうるほどに経済力をつけた結果、「平行」関係はそのまま「両立」関係になりえた。これは1866年の妥協の前提条件をなすであろう。
3. 50年代以降の経済発展は、世紀初頭「プロイセン改革」以来の経済自由主義化政策（「国家」の保護後見からの「社会」の強制的解放）が半世紀を経て実を結んだものとも見られるが、経済自由主義が全盛を迎える60年代には、特に社会政策に関して、経済に対する新しい国家介入が始まる。「国家」から解放された「社会」は再び「国家」にとらえられる。ドイツ統一がこの過程と重なり合う。
4. 「革命」否定の傾向が強いことでは、ドイツはもともとフランスよりもイギリスに近い。ただしイギリスの支配階級とは異なり、ドイツ（プロイセン）の伝統的支配階級たるユンカーは自ら改革に向かうだけの柔軟性をもたない。だからこそ48年の革命ともなるわけだが、革命の挫折は改めて革命嫌悪の念を強め、保守安定要素としてのユンカーの地位を相対的に高めた。しかしユンカーが「支配階級」としての正統性を全社会的に承認されていたわけではない。ドイツに自他ともに許す「支配階級」が生れるのは1866年、普墺戦争とプロイセン憲法紛争終結後のことではないか。しかしそれはもはやユンカーだけで成り立っているのではない。

## ヴィクトリア中期の政治と社会

村 岡 健 次

つぎの3点から1850・60年代のイギリス（ヴィクトリア中期）の特色を明らかにしていきたい。

### (1) イギリス国制の概観

フランスともドイツ（プロイセン）とも異なって、1850・60年代のイギリスにはナポレオン3世もビスマルクも、つまり、いかなるタイプのボナパルティズムも出現しなかった。そしてその理由は、もとよりボナパルティズムの定義にもよるが、まず何よりも議会政治が確立されていたというこの国の政治状況によっていたといえよう。だが、よく考えてみれば、議会政治が確立されていたという説明は、イギリスにボナパルティズムが出現しなかった理由としてはなお不十分である。というのも、この時期のフランスにもドイツにもそれなりの議会政治はあったわけで、その意味で、ボナパルティズムを生まない議会政治の特質が説明されなければならないからである。そこではじめに、この時期のイギリスの議会制度をイギリスの国制全体の中に位置づけて考えてみることにしたい。

### (2) ヴィクトリア中期の社会的特色

フランス、ドイツの場合と同様、資本主義の著しい発展は、この時期のイギリスの一特徴でもあり、1850・60年代のイギリスは、周知のように「世界の工場」であった。その意味で、この時期のイギリスが、すぐれてブルジョワ的な社会であったのはいうまでもない。だが、このブルジョワ的な社会の支配階級は、決してブルジョワ階級ではなく、昔ながらの地主階級であった。ヴィクトリア中期最大の時代的特色は、思うにこの点にあったといつてよからう。その理由と意義について。

### (3) 労働者階級・労働運動の性格

労働貴族、体制的な労働組合運動の定着といった、この時期のイギリスに特徴的な労働者階級の諸問題を検討する。



## ヴィクトリア中期の政治と社会

村岡健次

つぎの3点から1850・60年代のイギリス（ヴィクトリア中期）の特色を明らかにしていきたい。

### (1) イギリス国制の概観

フランスともドイツ（プロイセン）とも異なって、1850・60年代のイギリスにはナポレオン3世もビスマルクも、つまり、いかなるタイプのボナパルティズムも出現しなかった。そしてその理由は、もとよりボナパルティズムの定義にもよるが、まず何よりも議会政治が確立されていたというこの国の政治状況によっていたといえよう。だが、よく考えてみれば、議会政治が確立されていたという説明は、イギリスにボナパルティズムが出現しなかった理由としてはなお不十分である。というのも、この時期のフランスにもドイツにもそれなりの議会政治はあったわけで、その意味で、ボナパルティズムを生まない議会政治の特質が説明されなければならないからである。そこではじめに、この時期のイギリスの議会制度をイギリスの国制全体の中に位置づけて考えてみることにしたい。

### (2) ヴィクトリア中期の社会的特色

フランス、ドイツの場合と同様、資本主義の著しい発展は、この時期のイギリスの一特徴でもあり、1850・60年代のイギリスは、周知のように「世界の工場」であった。その意味で、この時期のイギリスが、すぐれてブルジョワ的な社会であったのはいうまでもない。だが、このブルジョワ的な社会の支配階級は、決してブルジョワ階級ではなく、昔ながらの地主階級であった。ヴィクトリア中期最大の時代的特色は、思うにこの点にあったといつてよからう。その理由と意義について、

### (3) 労働者階級・労働運動の性格

労働貴族、体制的な労働組合運動の定着といった、この時期のイギリスに特徴的な労働者階級の諸問題を検討する。



